

建設業法等の変遷と時代背景①

参考資料 2

主要な制定・改正	主要な制定・改正事項	建設業界の状況	時代背景
「建設業法」(昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> 登録制の導入 請負契約の原則(契約内容、見積り期間等)の規定 主任技術者の設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者が急増、過当競争によるダンピング受注や不適正施工 代金支払いが適切になされない等請負契約の片務性が問題 	<ul style="list-style-type: none"> 戦後復興
「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事に前払金支払制度を導入 		<ul style="list-style-type: none"> 特需景気(昭和25年～29年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者の登録要件の強化(各営業所への担当者の設置) 一括下請負の禁止の強化(無許可業者への一括下請も禁止に) 		
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事紛争審査会を設置し、紛争処理の手続等を整備 		<ul style="list-style-type: none"> 高度経済成長、公共投資の著しい伸びのはじまり(昭和30年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> 施工技術向上のため技術検定制度を創設 		<ul style="list-style-type: none"> 東海道新幹線着工、首都高速道路基本計画指示(昭和34年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> 総合工事業者(現在の一式工事に相当)の創設 経営事項審査制度の法制化 	<ul style="list-style-type: none"> 建設投資が増大し、建設業の社会的役割が一層重要に 施工能力、資力、信用に問題のある不良不適格業者の存在 粗雑粗漏工事や各種災害の発生 建設業者の資質を向上して適正施工を確保する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック(昭和39年) いざなぎ景気(昭和40年～45年) 霞が関ビル竣工(昭和43年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	<ul style="list-style-type: none"> 登録制から許可制へ移行 請負契約の適正化に関する規定の整備(不当な請負契約の禁止) 下請保護に関する規定の新設(下請代金の支払等) 		
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> 指定建設業を設定し、技術者を国家資格に限定 技術検定に係る指定試験機関制度の導入 経営事項審査制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 建設投資の不振・需要の低迷の中で競争が激化、経営環境が悪化し倒産が多発 施工能力、資力、信用などに問題のある不良業者の不当参入 	<ul style="list-style-type: none"> オイルショック(昭和48年)
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等) 経営事項審査制度の改善(公共工事入札に係る業者への受審義務化、虚偽記載への罰則の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事をめぐるとの連年の不祥事が発生し、公共工事に対する国民の信頼を回復する必要 公共工事がWTO協定の対象に 	<ul style="list-style-type: none"> バブル崩壊(平成3年) ゼネコン汚職事件(平成5年)
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 入札契約に係る情報の公表や施工体制の適正化 発注見通しを公表し建設業者の健全な発達を図る 		<ul style="list-style-type: none"> 財政再建のため公共投資減(平成13年～18年) 構造計算書偽装問題(平成17年)
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保に関する基本理念、発注者責務の明確化 価格と品質で総合的に優れた調達への転換 発注者をサポートする仕組みの明確化 		
「建築士法等の一部を改正する法律」(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅を新築する建設工事について一括下請負を全面的禁止 		<ul style="list-style-type: none"> リーマンショック(平成20年) 公共投資大幅減(平成21年～23年)
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の育成及び確保に関する責務の追加 業種区分に解体工事業を追加 公共工事における施工体制台帳の作成の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の担い手不足が懸念 維持更新時代の到来に伴い、解体工事等の施工実態に変化 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災(平成23年)

建設業法の変遷と時代背景②

参考資料2

品確法定(平成17年)

- ・公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ・価格と品質で総合的に優れた調達への転換
- ・発注者をサポートする仕組みの明確化

担い手三法改正(平成26年)

- ・担い手の育成及び確保に関する責務の追加
- ・従前の28業種区分に解体工事業を追加
- ・公共工事における施工体制台帳作成義務化

建築士法等の一部を改正する法律(平成18年)

- ・共同住宅を新築する建設工事に対する一括下請負の全面的禁止

入契法定(平成12年)

- ・入契法違反の建設業者に対し、監督処分を行うことができることとする等の規定の整備

業法改正(平成6年)

- ・建設業の欠格要件の強化
- ・経営事項審査制度の改善(公共入札業者受審義務化、虚偽記載への罰則の設置)

業法改正(昭和62年)

- ・特定建設業の許可基準の改正
- ・監理技術者制度の整備
- ・技術検定に係る指定試験機関制度の導入
- ・経営事項審査制度の整備

業法改正(昭和46年)

- ・建設業の許可制度の採用
- ・特定建設業の導入
- ・請負契約の適正化に関する規定の整備
- ・下請負人保護に関する規定の新設

業法改正(昭和36年)

- ・総合事業者(現在の一式工事に相当)の創設
- ・経営事項審査制度法制化

業法定(昭和24年)

- ・登録制の導入
- ・請負契約の原則(契約内容、見積り期間等)の規定
- ・主任技術者の設置義務

(億円)

1,000,000

800,000

600,000

400,000

200,000

0



(年度)